

コンピュータソフトウェア関連発明の 特許明細書の研究

第4回 記憶手段、通信手段

日本橋知的財産総合事務所
弁理士 加島 広基

第四次産業革命が推し進められ、IoTやAI等の新たな技術が進展する中、ICTを利用してビジネス方法を実現するビジネス関連発明の利活用に注目が集まっている。ビジネス関連発明の特許出願件数は、2000年に生じた出願ブーム後に一旦は減少傾向となったものの、モノからコトへの産業構造の変化が進む中で2012年頃から現在に至るまで増加傾向にある。このようなビジネス関連発明は、発明の実施において主にソフトウェアを利用するコンピュータソフトウェア関連発明として規定することができるが、コンピュータソフトウェア関連発明の特許明細書を作成するにあたり一般的な物の発明とは異なる様々な留意点がある。本連載では、コンピュータソフトウェア関連発明独特の特許明細書の書き方について考えてみたい。

1. 記憶手段、通信手段に関する課題

コンピュータソフトウェア関連発明（以下、CS関連発明という）の審査基準によれば、ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合に法上の発明に該当すると判断される。また、「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」と判断されるための要件として、「ソフトウェアがコンピュータに読み込まれることにより、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって、使用目的に応じた情報の演算又は加工を実現することにより、使用目的に応じた特有の情報処理装置（機械）又はその動作方法が構築されること」が挙げられている。

CS関連発明を、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した手段を用いて定義する場合には、プロセッサ等に入力される情報、入力された情報に基づいてプロセッサ等により行われる処理の内容、その処理の結果に基づいて出力される内容のそれぞれを具体的に特許請求の範囲や発明の実施の形態欄に記載することが必要である。また、プロセッサ等に入力された情報や処理後の情報等の様々な情報を記憶する記憶手段や、外部装置との情報の送受信を行うための通信手段等が特許請求の範囲（クレーム）で規定される場合も多い。しかしながら、様々な裁判例によれば、被疑侵害品が記憶手段や通信手段の構成要件を充足しないと判断され非侵害となるケースも見受けられる。

具体的には、被疑侵害品が記憶手段や通信手段の構成要件を充足しない態様として、